

# 桜島小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に関する基本理念

### (1) いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』と定義されている。

（「いじめ防止対策推進法」第2条及び「三重県いじめ防止条例」第2条）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長・人格の形成に重大な影響を与え、生命または身体に危険を生じさせたりする恐れがある。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

本校では、全職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずしをされ、集団から無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧スマートフォン等を使用し、SNS等中で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に児童相談所・警察に相談する必要があるものや、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。従って、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に関係機関と連携した対応を取る場合もある。

## 2 未然防止の取組

### (1) 学力保障

- ①児童同士の関わりを大切にし、自分の思いが表現できる授業づくりに努める。
- ②基礎基本の学力や、表現力・思考力・判断力などの確かな学力の育成に努める。
- ③「自分も人も、大切にしようとする子」の育成に努める。
- ④ネットリテラシー、情報モラルを育む教育の推進に努める。

### (2) 居心地のよい学級づくり

- ①学級における問題を解決するために、話し合い活動を充実する。
- ②教員が個々の児童の特性を理解し、特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ③一人ひとりの良さや特性を互いに理解しあう活動を充実する。

### (3) 人権教育の充実

- ①中学校区の幼・小・中が連携を深め、途切れのない人権教育カリキュラムの策定に努める。
- ②いじめや差別を許さない人権学習の充実に努め、実践的行動力を育成する。
- ③児童が主体となる人権学習と道徳の授業を充実する。

### (4) 自己肯定感の向上とキャリア教育の充実

- ①自尊感情や自己肯定感・自己有用感を育成する教育活動に努める。
- ②将来への夢と希望を持たせるキャリア教育の充実に努める。

### (5) 児童による主体的な活動

- ①児童会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分自身に関わる重要な問題であるという自覚を持たせる。
- ②ピンクシャツ運動など、児童が主体となった活動の充実に努める。

### (6) 保護者や関係機関との連携

- ①いじめ防止の重要性を保護者や地域に発信するとともに、家庭でもいじめ防止に取り組むように連携を進める。
- ②教育委員会・警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

## 3 早期発見のための取組

### (1) きめ細やかな児童理解

- ①いじめはどの学校にも起こり得る、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりえるとの認識に立ち、日々の児童の言動から、一人ひとりの児童の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を磨く。気になることがあれば、迅速に校内の各担当に伝え、情報共有を図る。
- ②児童と同じ目線で物事を考え、カウンセリングマインドを持ち、対話に努め、当事者の気持ちを理解することに努める。
- ③自らの言動について、いじめ防止の観点から常に厳しい姿勢で自己点検に努め

る。

## (2) 具体的な手立て

### ①日々の観察・校内巡視と対話活動

- ・休み時間などに積極的に児童と対話したり、「生活つづり方」に書かれていることをもとに児童と対話したりして、些細な変化も見逃さないように努める。

### ②保護者との対話の充実

- ・連絡帳，電話，家庭訪問等において情報を共有する。

### ③教育相談の充実

- ・日頃から、いつでも相談に応じることを児童に伝え、気軽に相談できる環境づくりを進める。また、積極的な声かけで、児童の困り感などを敏感に捉えられるように努める。
- ・相談内容によっては、事案を学校内で共有し、スクールカウンセラーや関係機関と連携するなど、組織的な対応に努める。

### ④いじめアンケートの活用

- ・定期的にいじめアンケートを実施し、実態把握に努める。

## 4 いじめ防止対策委員会の設置

- (1) いじめ防止の取り組みについて、学校いじめ防止基本方針に基づく計画・実行・検証を行う。
- (2) いじめに関する事案のあったときは速やかに委員会を招集し、組織的に対応する。
- (3) 構成は、校長，教頭，生徒指導主事，人権教育担当，特別支援コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー※，学校運営協議会委員※とする。(※は必要に応じ，随時連携・協議を行う)

## 5 いじめ事案発生時の対応

- (1) いじめられた児童からの事実確認および保護者への対応

### 【児童】

- ①複数の教員が児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら，可能な限り詳細に聞きとる。
- ②児童の心情として，いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので，時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

### 【保護者】

- ①保護者の思いをしっかりと聞き，これまでの指導で不十分な点があれば改善を行う。

②児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定および役割分担

①情報が速やかに生徒指導主事や管理職に伝わり、いじめ防止対策委員会において迅速な対応ができるように、教員の情報連絡体制を整える。

②いじめ防止対策委員会で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。

(3) いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

①5W1Hに基づき、正確に事実を確認する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように配慮する。

②いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。

③周囲の児童から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

(4) いじめた児童・保護者への対応

①家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教員で対応する。

②児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法について共に考えながら指導する。

③保護者に、いじめの解決を通して児童の人格の成長を促したいという教員の思いを伝え協力を求める。

④保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向け、取り組む。

(5) 学級・学年全体への指導

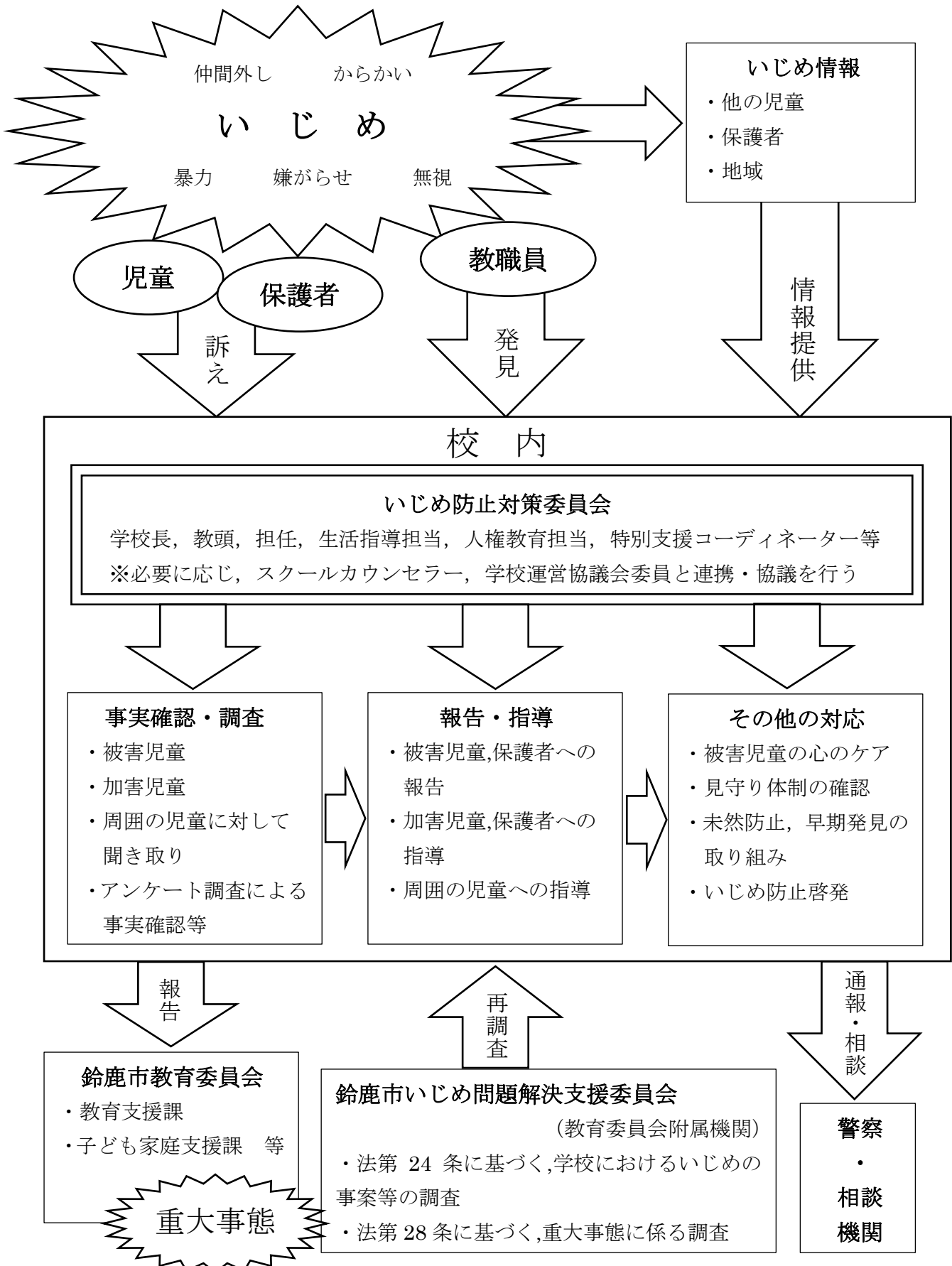
①いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。

②いじめの事実を伝えて指導する場合は必ず本人と保護者の了解を得て行う。

③いじめを止めたり、知らせたり、いじめ問題への主体的態度・行動については、正当に評価する。

いじめ問題に対する対応の流れ

※原則として、いじめを認知した日に校長と関係職員が情報共有し、当面の対応を決定する。



## 6 再発防止の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針周知徹底のための研修を実施する。
- (2) 人権感覚・カウンセリングマインドの向上を目的とした研修を実施する。
- (3) 学力保障を念頭におき、どの子ども輝ける授業を目指す実践研修を実施する。
- (4) 居心地のよい集団・仲間づくりを進める実践研究を実施する。

## 7 重大事態発生時の対処

### (1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

### (2) 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに調査を実施する。また、当該児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。